

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則
 新旧対照条文

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安
 委員会規則第十五号）（第一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（インターネット異性紹介事業の開始の届出） 第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項の規定による届出は、別記様式第一号の事業開始届出書（次項において「開始届出書」という。）を提出することにより行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に開始届出書を提出する場合には、事業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住居。以下「事務所」という。）の所在地を管轄する警察署長を経由して、当該インターネット異性紹介事業を開始しようとする日の前日までに、一通の開始届出書を提出しなければならない。</p> <p>3 法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 インターネット異性紹介事業を行おうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類</p> <p>イ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記</p>	<p>（新設）</p>

載したものに限る。)(外国人にあつては、外国人登録原票の写し)

ロ 法第八条第一号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ハ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。)及び民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書

二 児童でない未成年者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。)でインターネット異性紹介事業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面(インターネット異性紹介事業者の相続人である児童でない未成年者でインターネット異性紹介事業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びにインターネット異性紹介事業に係る事務所所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るイから八までに掲げる書類)

- 二 インターネット異性紹介事業を行おうとする者が法人である場合は、次に掲げる書類
- イ 定款及び登記事項証明書
- ロ 役員に係る前号イ及び八に掲げる書類
- ハ 役員に係る法第八条第六号イに掲げる者のいづれにも該当しないことを誓約する書面
- 三 異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達するための電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号（以下「送信元識別符号」という。）を使用する権限のあることを疎明する資料
- 四 第五項第一号に規定する方法が第五条第二項第二号に規定する方法である場合には、同号に規定する業務の委託を受ける者に係る次に掲げる書類
- イ 当該委託を受ける者が個人である場合は、次に掲げる書類
- (1) 第一号イ及び八に掲げる書類
- (2) 第五条第三項第一号イからホまでに掲げる者のいづれにも該当しないことを誓約する書面
- (3) 第五条第三項第一号ニに掲げる者に該当しない旨の医師の診断書
- ロ 当該委託を受ける者が法人である場合は、次に掲げる書類
- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 第五条第三項第一号へに規定する者に係るイ

- 4 | (1)から(3)までに掲げる書類
- 4 | 法第七条第一項第四号の国家公安委員会規則で定める連絡先は、次のとおりとする。
- 一 | 事務所の電話番号
- 二 | 事務所の電子メールアドレス
- 5 | 法第七条第一項第六号の国家公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 | 法第十一条の規定による異性交際希望者が児童でないことの確認の実施の方法
- 二 | 前号に規定する方法が第五条第二項第二号に規定する方法である場合は、同号に規定する業務の委託を受ける者に係る次に掲げる事項
- イ | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ロ | 法人にあつては、第五条第三項第一号へに規定する者の氏名及び住所
- ハ | 第五条第二項第二号に規定する業務の実施の方法
- 三 | 第三項第三号の送信元識別符号
- (インターネット異性紹介事業の廃止等の届出)
- 第二条 法第七条第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書面を提出することにより行うものとする。
- 一 | インターネット異性紹介事業を廃止した場合 別記様式第二号の事業廃止届出書（以下「廃止届出書」という。）
- 二 | 法第七条第一項各号に掲げる事項（以下「届出事

(新設)

項」という。)に変更があつた場合 別記様式第三号の届出事項変更届出書(以下「変更届出書」という。)

2 | 前項の規定により公安委員会に廃止届出書又は変更届出書を提出する場合においては、事務所の所在地を管轄する警察署長を経由して、インターネット異性紹介事業の廃止又は届出事項の変更の日から十四日(当該届出に前条第三項第二号イに規定する登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、二十日)以内に、一通の廃止届出書又は変更届出書を提出しなければならない。

3 | 法第七条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、届出事項に変更があつた場合の届出にあつては、前条第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係るものとする。

(児童による利用の禁止の明示方法)

第三条 法第十条第一項の規定により児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を明らかにする方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 (略)

二 広告又は宣伝を電子メールにより行う場合(当該電子メールの送信をする者(以下本号において「送信者」という。))が、あらかじめ、その送信をするように求める旨又は送信をすることに同意する旨を

(児童による利用の禁止の明示方法)

第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「法」という。))第七条第一項の規定により児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を明らかにする方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 (略)

二 広告又は宣伝を電子メールにより行う場合(当該電子メールの送信をする者(以下本号において「送信者」という。))が、あらかじめ、その送信をするように求める旨又は送信をすることに同意する旨を

送信者に対し通知した者（当該通知の後、その送信をしないように求める旨を送信者に対し通知した場合を除く。）に対し、その送信をする場合を除く。
（当該電子メールの受信をする者が使用する通信端末機器の映像面において、当該電子メールに係る表題部に、児童が当該インターネット異性紹介事業を~~利用~~してはならない旨の文言が表示され、又は「~~る~~」と表示されるようにすること。

三（略）

（児童による利用の禁止の伝達方法）

第四条 法第十条第二項の規定により児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を伝達する方法は、インターネット異性紹介事業を利用しようとする者が法第十一条の規定により児童でないことの確認を受ける際に、当該インターネット異性紹介事業を利用しようとする者が使用する通信端末機器の映像面に、児童が当該インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨の文言が見やすいように表示されるようにすることとする。

（児童でないことの確認の方法）

第五条 法第十一条本文の規定により異性交際希望者が児童でないことを確認する方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一・二（略）

2（略）

一（略）

送信者に対し通知した者（当該通知の後、その送信をしないように求める旨を送信者に対し通知した場合を除く。）に対し、その送信をする場合を除く。
（当該電子メールの受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面において、当該電子メールに係る表題部に「~~る~~」と表示されるようにすること。

三（略）

（児童による利用の禁止の伝達方法）

第二条 法第七条第二項の規定により児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を伝達する方法は、インターネット異性紹介事業を利用しようとする者が法第八条の規定により児童でないことの確認を受ける際に、当該インターネット異性紹介事業を利用しようとする者が使用する通信端末機器の映像面に、児童が当該インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨の文言が見やすいように表示されるようにすることとする。

（児童でないことの確認の方法）

第三条 法第八条本文の規定により異性交際希望者が児童でないことを確認する方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一・二（略）

2（略）

一（略）

イ 異性交際希望者から、その運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該異性交際希望者の年齢若しくは生年月日を証する書面の提示、当該書面の写しの送付又は当該書面に係る画像の電磁的方法による送信を受けること。

ロ (略)

二 (略)

三 (略)

一 (略)

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者

ロ (略)

ホ 法第十三条、法第十四条又は法第十五条第二項の規定による処分を受けた日から起算して五年を経過しない者（当該処分を受けた者が法人である場合においては、当該処分に係る弁明の機会の付与の通知がなされた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該処分の日から起算して五年を経過しない者を含む。）

へ (略)

二・三 (略)

(本人を特定する事項の確認の方法)

イ 異性交際希望者から、その運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日を証する書面の提示、当該書面の写しの送付又は当該書面に係る画像の電磁的方法による送信を受けること。

ロ (略)

二 (略)

三 (略)

一 (略)

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ (略)

ホ 第十条の命令を受けた日から起算して五年を経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令に係る弁明の機会の付与の通知がなされた日前六十日以内に当該法人の役員（理事、監事、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し理事、監事、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同年以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であつた者で当該命令の日から起算して五年を経過しない者を含む。）

へ (略)

二・三 (略)

(本人を特定する事項の確認の方法)

第六条 法第十一条ただし書の国家公安委員会規則で定める方法は、異性交際希望者からその運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する書面の提示を受けてその住所、氏名及び年齢を確認することとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める措置をとることをもって足りる。

一・二 (略)

2 法第十一条ただし書に規定する本人を特定する事項の確認の方法は、インターネット異性紹介事業者が前項の確認を受けた異性交際希望者に対し識別符号を付している場合にあつては、当該異性交際希望者からインターネットを利用してその識別符号の送信を受けることをもって足りる。

(削除)

(指示の方法)

第七条 法第十三条及び法第十五条第二項第一号に規定する指示は、別記様式第四号の指示書により行うものとする。

(停止命令等の方法)

第八条 法第十四条及び法第十五条第二項第二号に規定する命令は、別記様式第五号の命令書により行うものとする。

第四条 法第八条ただし書の国家公安委員会規則で定める方法は、異性交際希望者からその運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する書面の提示を受けてその住所、氏名及び年齢を確認することとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める措置をとることをもって足りる。

一・二 (略)

2 法第八条ただし書に規定する本人を特定する事項の確認の方法は、インターネット異性紹介事業者が前項の確認を受けた異性交際希望者に対し識別符号を付している場合にあつては、当該異性交際希望者からインターネットを利用してその識別符号の送信を受けることをもって足りる。

(是正命令の方法)

第五条 法第十条に規定する命令は、別記様式第一号の書面により行うものとする。

(新規)

(新規)

(処分移送通知書の様式)

第九条 法第十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。

(報告等の要求)

第十条 法第十六条に規定する報告又は資料の提出は、別記様式第七号の報告等要求書により求めるものとする。

(国家公安委員会への報告事項等)

第十一条 法第十七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

報告する場合	事項
一 法第七条第一項の規定による届出を受けた場合	一 法第七条第一項各号に掲げる事項 二 届出受理年月日 三 届出受理番号 四 インターネット異性紹介事業を開始しようとする年月日
二 法第七条第二項の規定	一 法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

(新規)

(報告の徴収の方法)

第六条 法第十一条に規定する報告は、別記様式第二号の書面により求めるものとする。

(新規)

<p>定による届出を受けた場合</p>	<p>三 法第十三条、第十四条第一項又は第十五条第二項の規定による処分をした場合</p>
<p>二 法第七条第一項の規定による届出に係る届出受理番号 三 インターネット異性紹介事業を廃止した場合には、廃止年月日及び廃止の事由 四 届出事項に変更があつた場合には、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由</p>	<p>一 法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項 二 法第七条第一項の規定による届出に係る届出受理番号 三 処分年月日 四 処分番号 五 処分の事由 六 処分の種別及び内容</p>

2 |

法第十七条第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 法第七条第一項の規定による届出に係る届出受理番号
- 三 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項
- 四 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日

五 当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容

(登録の申請)

第十二条 法第十八条第一項の登録(以下単に「登録」という。)を受けようとする者は、別記様式第八号の登録申請書に次に掲げる書類を添付して、国家公安委員会に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者が個人である場合は、第一条第三項第一号イに掲げる書類

二 登録を受けようとする者が法人である場合は、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書

ロ 役員に係る第一条第三項第一号イに掲げる書類

三 法第十八条第四項第一号イ又はロのいずれかに該当する者の氏名及び略歴を記載した書類

四 法第十八条第四項第二号イに規定する専任の管理者の氏名を記載した書類

五 法第十八条第四項第二号ロに規定する文書として、次に掲げるもの

イ 誘引情報提供業務の適正な実施の方法に関する事項を記載した業務方法書

ロ 誘引情報提供業務に関する教育訓練に関する事項を記載した文書

ハ 誘引情報提供業務に関して知り得た秘密の漏えいの防止に関する事項を記載した文書

ニ その他誘引情報提供業務の実施に関し必要な事項を記載した文書

六 登録を受けようとする者が法第十八条第三項各号

(新設)

に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七 登録を受けようとする者が誘引情報提供業務を適正かつ確実に行うことができることを確認するため参考となるべき事項を記載した書類

（登録誘引情報提供機関に係る登録事項の変更の届出）

第十三条 法第十八条第六項の規定による届出は、別記様式第九号の登録事項変更届出書を提出することにより行うものとする。

（誘引情報提供業務の実施基準）

第十四条 法第二十一条の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 誘引情報提供業務に用いる通信端末機器の機能に支障が生じた場合において、速やかに、当該支障を除去するための措置を講ずること。

二 法第十八条第四項第一号イ又は口のいずれかに該当する者が常時誘引情報提供業務に従事すること。

三 誘引情報提供業務が専任の管理者による管理の下で行われること。

四 第十二条第五号に掲げる文書に記載された事項に従って誘引情報提供業務を実施すること。

五 インターネット異性紹介事業を利用して行われる禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報を当該インターネット異性紹介事業者に提供する場合において、その日時並びに当該禁止誘引行為に係る異性交

（新設）

（新設）

際に関する情報の内容及びその送信元識別符号の記録を作成し、その作成の日から一年間保存すること。

六 誘引情報提供業務に関して知り得た情報を、正当な理由なく、誘引情報提供業務の用に供する目的以外に利用しないこと。

(登録誘引情報提供機関に係る業務の休廃止の届出)

第十五条 法第二十三条第一項の規定による届出は、別記様式第十号の誘引情報提供業務休廃止届出書を提出することにより行うものとする。

(改善命令の方法)

第十六条 法第二十四条に規定する命令は、別記様式第十一号の改善命令書により行うものとする。

(登録の取消しの通知)

第十七条 法第二十五条の規定により登録を取り消したときは、その旨を、別記様式第十二号の登録取消通知書により当該登録を受けた者に通知するものとする。

(報告等の要求)

第十八条 法第二十六条に規定する報告又は資料の提出は、別記様式第十三号の報告等要求書により求めるものとする。

(誘引情報提供業務の実施に係る報告)

第十九条 登録誘引情報提供機関は、三月ごとに、その

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

期間内にインターネット異性紹介事業者に提供した禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報の件数その他の誘引情報提供業務の実施状況を、遅滞なく、国家公安委員会に報告しなければならない。

その2

命令をする理由	

記載要領

- 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

この通知に手続のあるときは、行政手続法（昭和37年法律第100号）に基づき、処分があったことを起った日の翌日から起算して60日以内に、公安委員会（ 経由）に対し異議申立てをすることができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第1号（第5条関係）

その1

第 号

異 正 命 令 書

年 月 日

殿

公安委員会 出

命令を受ける者	住所又は居所	
	氏名又は名称	

上記の者に対し、インターネット異性紹介事業者を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第10条の規定により、下記のとおり命令する。

記

命令の内容	
-------	--

その2	
報告を求める 理由	
報告の期限	年 月 日
<p>記載事項</p> <p>1 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。</p> <p>2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。</p>	
<p>この報告に不届のあるときは、行政不服審査法（昭和57年法律第60号）に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 公安委員会（ 経由）に対し異議申立てをすることができます。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号（第6条関係）

その1		第 号
報 告 徴 収 書		年 月 日
号		公安委員会 印
報告を 求めら れる者	住所又は居所	
	氏名又は名称	
<p>上記の者に対して、インターネット異議紹介制度を利用して意見を聴引する行為の運営等に関する法第11条の規程により、下記のとおり報告を求めたので、書面により報告されたい。</p>		
記		
報告を求める 事項		

その2 (インターネット異性紹介事業を行おうとする者が法人の場合のみ記載)	
代表者	() 氏名 住所
役員	() 氏名 住所
役員	() 氏名 住所
役員	() 氏名 住所
役員	() 氏名 住所
役員	() 氏名 住所
役員	() 氏名 住所
役員	() 氏名 住所
役員	() 氏名 住所
役員	() 氏名 住所
役員	() 氏名 住所
役員	() 氏名 住所
役員	() 氏名 住所
役員	() 氏名 住所

別記様式第1号 (第1次関係)

その1	※受理年月日	年 月 日	※受理番号	
	※受理警察署		()	()
事業開始届出書				
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第7条第1項の規定により届出をします。				
年 月 日				
公安委員会 様				
届出者の氏名又は名称及び住所				
(印)				
()	氏名又は名称			
()	住所			
()	1	広告又は宣伝をする場合に使用する 号 称		
()	2			
()	3			
()	事務所の所在地			
()	事務所の電話番号			
()	事務所の電子メールアドレス			
()	児童でないことの確認の方法			
()	送信元識別番号			
()	事業を開始しようとする年月日		年 月 日	

別記様式第2号 (第2条関係)

※受理年月日		年 月 日	※受理番号	
※受理機関			()	()
事業廃止届出書				
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第7条第2項の規定により届出をします。				
年 月 日				
公安委員会 殿				
届出者の氏名又は名称及び住所				
(印)				
（ふりがな）	氏名又は名称			
住所				
（ふりがな）	法人の場合は、その代表者の氏名			
（ふりがな）	1	氏名又は住所を		
	2	する場合に使用		
	3	する呼称		
事業所の所在地				
廃止年月日				
廃止の事由				

記載事項

- ※印刷には、記載しないこと。
- 届出者は、氏名を記載し、その押印することによって、署名することができる。
- 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該事業につき広告又は宣伝をす

その3（児童でないことの確認において、識別符号付事業を他の者に委託している場合のみ、当該委託を受ける者について記載）

（ふりがな）		氏名又は名称	
住所			
法人の 識別 符号 付 事業 の 委託 を受 ける 者	代表者	（ふりがな）	氏名
		（ふりがな）	住所
	役員等	（ふりがな）	氏名
		（ふりがな）	住所
	役員等	（ふりがな）	氏名
		（ふりがな）	住所
業務の実施の方			

記載事項

- ※印刷には、記載しないこと。
- 届出者は、氏名を記載し、その押印することによって、署名することができる。
- 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該事業につき広告又は宣伝をする場合に当該事業を委託する者として使用する呼称（当該呼称が上記の場合にあっては、その呼称の呼称）を記載すること。
- 「事業所の所在地」欄には、事業の本拠となる事業所の所在地を記載すること。
- 「児童でないことの確認の方法」欄には、児童が児童法第2条に規定する方法のうちいずれかを記載すること。
- 「法別五識別符号」欄には、電気通信の送信元を識別するための文字、符号、記号その他の符号を記載すること。
- 識別符号付事業の委託を受ける者が法人の場合の「役員等」欄には、役員又は識別符号付事業に準ずる役員とする署名者しくは法人その他の事業を記載すること。
- 所定の欄に記載しきれない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

引記様式第8号（第2条関係）

その1	※受理年月日	年	月	日	※受理番号	
	※受理機関	：	：	：	（	※）
<p>届出事項変更届出書</p> <p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第7条第2項の規定により届出をします。 年 月 日</p> <p>公安委員会 殿 届出者の氏名又は名称及び性別 (印)</p>						
(ふりがな)	氏名又は名称					
(ふりがな)	1	広告又は宣伝を				
する場合に使用	2	する呼称				
する呼称	3					
本拠地の所在地						
変更年月日						
変更の事由						

る場合に当該事業を示すものとして使用する印称（当該印称が2以上ある場合にあつては、それら全部の印称）を記載すること。

4. 「本拠地の所在地」欄には、事業の中心となる事務所の所在地を記載すること。

5. 印称の欄に7文字以上の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

6. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

その3	
(法人の代表者又は役員の名前等に変更があった場合)	
代 表 者	旧 氏 名 住 所
	新 氏 名 住 所
	旧 氏 名 住 所
	新 氏 名 住 所
役 員	旧 氏 名 住 所
	新 氏 名 住 所
	旧 氏 名 住 所
	新 氏 名 住 所

その2	
(旧名又は名称及び住所に変更があった場合)	
旧	氏 名 又 は 名 称
	住 所
新	氏 名 又 は 名 称
	住 所
(広告又は宣伝を使用する場合に使用する時に変更があった場合)	
旧	呼 称
新	呼 称
(本拠所の所在地等に変更があった場合)	
事 務 所	所 在 地
	電 話 番 号
新 所	電 子 メ ー ル ア ド レ ス
	所 在 地
新 所	電 話 番 号
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス

- 2 届出書は、届出を記録し及び照会することにより、覆合することができる。
- 3 届出又は覆合する場合に使用する符号・欄には、当該事業につき当該届出書に記された場合に当該事業を示すものとして使用する符号（当該符号が2以上ある場合にあつては、それら全部の符号）を記載すること。
- 4 業種等の所在(地)欄には、事業の本拠となる業種等の所在地を記載すること。
- 5 識別符号及び業種の欄を記入する法人の場合の「役員等」欄には、役員又は識別符号付を業種に記載せしめようとする業種若しくは法人その他の事業者を記載すること。
- 6 本簿(簿記用紙)欄には、電算処理の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の記号を記載すること。
- 7 届出又は覆合する際に使用する符号の追加又は廃止のみがあつた場合及び役員等の異動又は追加のみがあつた場合には、それぞれ上記の「種」欄又は「目」欄の一方に記載すること。
- 8 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 9 形式の欠きは、日本工業規格A 4とすること。

その4		
(用意でないことの確認の方法等に変更があつた場合)		
目	用意でないことの確認方法	
	氏又は名称	
	住所	
	法人番号	氏名 住所
	法人の識別番号	氏名 住所
	業務の実施の方法	
	送信元識別符号	
	用意でないことの確認方法	
	氏又は名称	
	住所	
甲	法人の識別番号	氏名 住所
	業務の実施の方法	
	送信元識別符号	
	用意でないことの確認方法	
	氏又は名称	
	住所	
	法人の識別番号	氏名 住所
	業務の実施の方法	
	送信元識別符号	
	用意でないことの確認方法	

記載要領
1 ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第4号 (第7条関係)

その2

指示の理由	
-------	--

記載要領

- 1 指示を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は住所」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

この通知に不従ふときは、行政手続法第46条(第47条法第100号)に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 公安委員会（ 経団）に対し異議申立てをすることができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第4号 (第7条関係)

その1

第 号
指 示 書
年 月 日
版
公安委員会 印

指示を受ける者	住所又は居所 氏名又は名称	
---------	------------------	--

上記の者に対し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第13条又は第15条第2項第1号の規定により、下記のとおり指示する。

記

指示の内容	
-------	--

その2

命令の理由	
-------	--

記載要領

1. 字等の文字は、横線で示すこと。
2. 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
3. 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

この処分が不服のあるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第100号）に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して10日以内に 公安委員会（届出）に対し異議申立てをすることができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第5号（第8条関係）

その1

命令書

票 号
年 月 日
公安委員会

命令を受ける者	住所又は居所	
	氏名又は名称	

上記の者に対し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第14条又は第15条第2項第2号の規定により、下記のとおりインターネット異性紹介事業の停止・廃止を命令する。

記

命令の内容	
-------	--

別記様式第7号(第10条関係)

その1		第 号
報告等要求書		年 月 日
般		公安委員会 印
要求を受ける者	住所又は居所 氏名又は名称	
<p>上記の者に対して、インターネット異性紹介事業を利用して見直し誘引する行為の規制等に関する法律第18条の規定により、下記のとおり報告資料の提出を求め、審査により報告されたため、該当する資料を提出</p>		
要求の内容書		

別記様式第6号(第9条関係)

処分移送通知書		年 月 日
公安委員会 印		公安委員会 印
<p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第15条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により下記の書について処分移送通知書を送付する。</p>		
(ふりがな) 氏名又は名称		
住 所		
(ふりがな) 個人であれば、 その代表者の氏名		
(ふりがな) 広告又は宣伝を する場合に使用 する呼称		
事務所の所在地		
処分に係る 審査の概要		
備 考		

記載事項

- 1 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該事業につき広告又は宣伝をする場合に当該事業を代表するものとして使用する呼称(当該呼称が2以上ある場合にあつては、その主要の呼称)を記載すること。
- 2 「事務所の所在地」欄には、事業の本拠となる事務所の所在地を記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第 4 号（第 1 公称関係）

※登録年月日	年 月 日	※登録番号	
登 録 申 請 書			
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により登録の申請をします。			
年 月 日			
国家公安委員会 印		申請者の氏名又は名称及び住所	
(印)			
(ふりがな) 氏名又は名称			
住 所			
(ふりがな) 法人にあっては、 その代表者の氏名			
取引(情報提供業) 提供を行う事業所 の所在地			
取引(情報提供業)を開始しようとする年月日	年 月 日		

記載事項

1. ※印刷には、行數しないこと。
2. 申請書は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
3. 所在地の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

その 2	
要求の理由	
報告 資料提出の期限	
記載事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不要の文字は、省略で済すこと。 2. 要求を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。 3. 所在地の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
この欄別に平紙のあるときは、行政手続実施法（昭和 57 年法律第 100 号）に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に 公安委員会（ <u> </u> 経産）に対し異議申立てをすることができます。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

その2	
(法人の代表者の氏名に変更があった場合)	
代 表 者	(ふりがな) 氏 名
新	(ふりがな) 氏 名
(誘引情報提供業務を行う事務所の所在地に変更があった場合)	
事 所	所在地

記載事項

- 1 当該欄には、記載しないこと。
- 2 届出書は、内容を記載し及び押印することによって、署名することができる。
- 3 所在地欄に記載する場合は、当該記載の上、これを添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格に準拠すること。

別記様式第9号 (第13条関係)

※受理年月日		年	月	日	※受理番号
登 録 事 項 変 更 届 出 書					
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関 する法律第103条第9項の規定により届出をします。					
年 月 日					
国家公安委員会 殿					
届出者の氏名又は名称及び住所					
(印)					
(ふりがな) 氏名又は名称		-----			
誘引情報提供 業務を行う事務所 の 所 在 地		-----			
変 更 年 月 日		-----			
変 更 の 事 由		-----			
(氏名又は名称及び住所に変更があった場合)					
旧	(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称	-----			
新	(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称	-----			
旧	住 所	-----			
新	住 所	-----			

別記様式第11号 (第18条関係)

その1	
改 善 命 令 書 年 月 日 国家公安委員会 印	
命令を受ける者	住所又は居所 氏名又は名称
上記の者に対し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第24条の規定により、下記のとおり命令する。	
記	
命令の内容	

別記様式第10号 (第11条関係)

※受理年月日	年 月 日	※受理番号
誘引情報提供業務休止届出書 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第23条第1項の規定により誘引情報提供業務の 休止 届出をします。 年 月 日 国家公安委員会 印 届出者の氏名又は名称及び住所		
(ふりがな) 氏名又は名称	
住 所	
(ふりがな) 法人にあっては、 その代表者の氏名	
誘引情報提供業務を行う事務所の所在地	
休止年月日	
休止の期間	
休止の事由	

記載事項

- 1 ※印字は、記載しないこと。
- 2 不要の文字は、省略すること。
- 3 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 4 所定の欄に記載しきれない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本二葉規格A4とすること。

別記様式第12号（第17条関係）

登 録 取 消 通 知 書 年 月 日 記	
国家公安委員会 印	
通知を受ける者	住所又は居所 氏名又は名称
上記の者に対し、インターネット発信紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第38条の2の規定により、登録引情報提供機関としての登録を取り消したので、下記のとおり通知する。	
記	
取消の理由	
記載事項 1 通知を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	
この処分に関するときは、行政不服審査法（昭和37年法律第100号）に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して10日以内に国家公安委員会（審査庁経由）に対し異議申立てをすることができます。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。

その2	
命令の理由	
記載事項 1 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	
この処分に関するときは、行政不服審査法（昭和37年法律第100号）に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して10日以内に国家公安委員会（審査庁経由）に対し異議申立てをすることができます。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。

その2

要請の理由	
報告 資料提出の期限	

記載要領

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 要請を受ける者が法人その他の団体である場合には、「所在地は住所」欄にその代表者の姓名を併せて記載すること。
- 3 所要の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

この区分に不届のあるときは、行政手続審査法（昭和37年法律第100号）に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に国家公安委員会（警察庁経由）に対し異議申立てをすることができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第13号（第18条関係）

その1

報 告 等 要 求 書

第 号
年 月 日

設

国家公安委員会 印

要請を 受ける 者	住所又は居所	
	氏名又は名称	

上記の者に対して、インターネット異情報開示事業を利用して児童を誘引する行
為の規制等に関する法律第28条の規定により、下記のとおり 報告 資料の提出 を求め
るので、書面により報告 されたい、
該当する資料を提出 されたい、

記

要 求 の 内 容	
-----------	--

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十五号）（第二条関係）

改正案	現行（第一条による改正後のもの。）
<p>（インターネット異性紹介事業の開始の届出）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 第五項第一号に規定する方法が第五条第一項第四号に規定する方法である場合には、同号に規定する業務の委託を受ける者に係る次に掲げる書類</p> <p>イ（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第五条第二項第一号イからホまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>(3) 第五条第二項第一号ニに掲げる者に該当しない旨の医師の診断書</p> <p>ロ（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第五条第二項第一号へに規定する者に係るイ(1)から(3)までに掲げる書類</p> <p>4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号に規定する方法が第五条第一項第四号に規定する方法である場合は、同号に規定する業務の委託</p>	<p>（インターネット異性紹介事業の開始の届出）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 第五項第一号に規定する方法が第五条第二項第二号に規定する方法である場合には、同号に規定する業務の委託を受ける者に係る次に掲げる書類</p> <p>イ（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第五条第三項第一号イからホまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>(3) 第五条第三項第一号ニに掲げる者に該当しない旨の医師の診断書</p> <p>ロ（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第五条第三項第一号へに規定する者に係るイ(1)から(3)までに掲げる書類</p> <p>4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号に規定する方法が第五条第二項第二号に規定する方法である場合は、同号に規定する業務の委託</p>

を受ける者に係る次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法人にあつては、第五条第二項第一号へに規定する者の氏名及び住所

ハ 第五条第一項第四号に規定する業務の実施の方法

三 (略)

(児童でないことの確認の方法)

(削除)

第五条 法第十一条本文の規定による異性交際希望者が

児童でないことの確認は、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

一 異性交際希望者から、その運転免許証、国民健康

を受ける者に係る次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法人にあつては、第五条第三項第一号へに規定する者の氏名及び住所

ハ 第五条第二項第二号に規定する業務の実施の方法

三 (略)

(児童でないことの確認の方法)

第五条 法第十一条本文の規定により異性交際希望者が

児童でないことを確認する方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 異性交際希望者に対し、インターネットを利用してその年齢又は生年月日を送信するよう求める場合

年齢又は生年月日の送信を受ける都度、当該年齢又は生年月日により当該異性交際希望者が児童でないことを確認すること。

二 前号に該当しない場合 異性交際希望者に対し、インターネットを利用して児童でないかどうかを問

い合わせ、その回答により当該異性交際希望者が児童でないことを確認すること。

2 | 前項の規定にかかわらず、インターネット異性紹介

事業者が、その行うインターネット異性紹介事業を利用しようとする異性交際希望者について、次に掲げる

いずれかの方法により、当該異性交際希望者が児童でないことを確認している場合は、前項に規定する方法

による確認を要しない。

一 あらかじめ、次に掲げるいずれかの方法により児

保険被保険者証その他の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日を証する書面の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日、当該書面の名称及び当該書面を発行し又は発給した者の名称に係る部分の提示、当該部分の写しの送付又は当該部分に係る画像の電磁的方法による送信を受けること。

二 異性交際希望者から、クレジットカードを使用する方法その他の児童が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。

三 あらかじめ、前二号に掲げるいずれかの方法により児童でないことを確認した異性交際希望者に識別符号（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第三項に規定する識別符号をいう。以下同じ。）を付し、インターネットを利用してその送信を受けること。

四 インターネット異性紹介事業者が、第一号又は第二号に掲げるいずれかの方法により児童でないことを確認して識別符号を付する業務（以下「識別符号付与業務」という。）を他の者に委託している場合にあつては、異性交際希望者から送信を受けた識別符号については、当該委託を受けた者に照会すること

童でないことを確認した異性交際希望者に識別符号（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第三項に規定する識別符号をいう。以下同じ。）を付し、インターネットを利用してその送信を受けること。

イ 異性交際希望者から、その運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該異性交際希望者の年齢若しくは生年月日を証する書面の提示、当該書面の写しの送付又は当該書面に係る画像の電磁的方法による送信を受けること。

ロ 異性交際希望者から、クレジットカードを使用する方法その他の児童が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。

二 インターネット異性紹介事業者が、前号に掲げるいずれかの方法により児童でないことを確認して識別符号を付する業務（以下「識別符号付与業務」という。）を他の者に委託している場合にあつては、異性交際希望者から送信を受けた識別符号については、当該委託を受けた者に照会すること等の方法によ

等の方法により、その者が付したものであることを確認すること。

2 | 前項第四号の識別符号付与業務の委託を受ける者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

一 三 (略)

3 | 第一項の規定にかかわらず、特定情報提供役務の提供を受けない異性交際希望者については、次に掲げるいずれかの方法により当該異性交際希望者が児童でないことを確認すれば足りる。

一 異性交際希望者に対し、インターネットを利用してその年齢又は生年月日を送信するよう求め、当該年齢又は生年月日により当該異性交際希望者が児童でないことを確認すること。

二 異性交際希望者に対し、インターネットを利用して児童でないかどうかを問い合わせ、その回答により当該異性交際希望者が児童でないことを確認すること。

4 | 前項に規定する「特定情報提供役務」とは、次に掲げるものをいう。

一 異性交際希望者の求めに応じ、次に掲げる情報(以下「特定情報」という。)をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達する役務

イ 異性交際希望者その他の異性交際希望者が出会うために指定する日時及び場所に係る情報

ロ 住所、電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報

二 異性交際希望者の求めに応じ、他の異性交際希望

り、その者が付したものであることを確認すること。

3 | 前項第二号の識別符号付与業務の委託を受ける者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

一 三 (略)

者からの特定情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができ、状態に置いて当該求めに係る異性交際希望者に伝達する役務

三 異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して他の異性交際希望者に特定情報を伝達することができるようにする役務